

総務教育常任委員会資料

(令和元年5月21日)

[件名]

「業務適正化」の導入への対応…………… 1

監査委員事務局

地方自治法改正に伴う「業務適正化」の取組が令和2年4月1日から義務化され、知事部局が1年前倒しで取組を開始することに伴い、今までも随時見直しを行ってきたが、今回の取組開始を受け、次のとおり監査事務を見直すことを検討している。

1 業務適正化の成果を踏まえた監査対象の簡素化

令和元年度の定期監査から、直近の監査において不適切事案が少なく、業務の適正が担保されていると認められる所属については、実地監査の頻度を低減しており、今後、その対象を拡大する。

【これまでの業務適正化の取組状況】

・会計管理局において、会計プチセミナー、マンスリーサポート等、現場に出向いて直接詳細な指導等を実施している。

※執行部においては、監査の意見・指摘に可能な限り対応し、改善を図っている。

2 事務作業の効率化

(1) 既存のDB等の活用による監査調書作成の効率化

執行部が個別の業務の進捗管理に利用している既存のDB(※)の情報を活用することで効率的に調書作成できるよう、DBの改修やDB未使用の所属への波及等について、執行部と引き続き検討を行う。

※例：工事の進捗管理を行うため、発注伺 ⇒ 入札 ⇒ 契約 ⇒ 完了検査等の状況を記録するDB

【これまでの監査調書効率化の取組状況】

・中部農林局では、補助金の進捗管理を行うDBから直接監査調書が作成出来るシステムを活用している。

・監査委員事務局では、監査調書の項目等を必要最小限のものとなるよう、次のように随時見直してきた。なお、監査調書にない項目についても、監査対象となり得るものである。

H29：委託料の記載金額を予定価格50万以上から契約額250万以上へ変更

H28：公有財産台帳の提出を監査対象年度に異動のあった台帳のみに限定した 等々

(2) 財務会計システムの活用による事務監査の効率化

全庁共通のシステムである財務会計システムの情報を、実地監査時に簡易に参照することができないか、執行部と引き続き検討を行う。

【これまでの事務監査の効率化の取組状況】

監査対象の決裁文書の内容を事務監査の実施前に確認してから監査に臨むことで、監査の時間短縮と受験者の負担軽減を図っている。

事務の簡素化・効率化で生み出された監査資源を、リスクの大きな項目や「3E」（経済性(Economy)・効率性(Efficiency)・有効性(Effectiveness)）の観点からの監査（事業効果等）の分析に充当

「住民の福祉の増進」（地方自治法第1条の2）、「最少経費最大効果」（法第2条第14項）、「組織運営の合理化」（法第2条第15項）の推進に資する。

○地方自治法改正（令和2年4月1日施行）の概要

- ・地方公共団体の長は、「業務適正化」に関する方針を定めて公表するとともに、当該方針に基づき必要な体制を整備し、併せて、毎年度、評価報告書を作成し、監査委員の意見を付して議会に提出・公表することとされた。
- ・新たに、執行部の応答・公表が義務化された監査委員の勧告制度が創設された。

